

【公報種別】意匠公報の訂正

【発行日】令和7年8月6日（2025. 8. 6）

【登録番号】意匠登録第1804336号（D1804336）

【掲載公報発行日】令和7年7月24日（2025. 7. 24）

【年通号数】登録公報（意匠）2025-136

【意匠分類】B3-692

【出願番号】意願2024-25541（D2024-25541）

【訂正の要旨】【意匠権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。

（19）【発行国】日本国特許庁（JP）

（45）【発行日】令和7年7月24日（2025. 7. 24）

（12）【公報種別】意匠公報（S）

（11）【登録番号】意匠登録第1804336号（D1804336）

（24）【登録日】令和7年7月15日（2025. 7. 15）

（54）【意匠に係る物品】カラーコンタクトレンズ

（52）【意匠分類】B3-692

（51）【国際意匠分類】Loc（14）C1. 16-06

（21）【出願番号】意願2024-25541（D2024-25541）

（22）【出願日】令和6年12月10日（2024. 12. 10）

（72）【創作者】

【氏名】藤原 智洋

【住所又は居所】大阪府大阪市中央区西心斎橋1-5-5アーバンBLD心斎橋6F

（73）【意匠権者】

【識別番号】324011582

【氏名又は名称】株式会社Lcode

【住所又は居所】大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目4番28号センバフフロント8階

【審査官】高橋 優斗

（55）【意匠に係る物品の説明】本物品は、透明なレンズに模様及び色彩を付したコンタクトレンズである。

（55）【意匠の説明】右側面図、左側面図、底面図、及び平面図において、レンズの外縁部に撮影時の映り込み等が表れているが、意匠を構成するものではない。右側面図、左側面図、底面図、及び平面図において、撮影面とは反対側の面（以下、「反対面」という。）の模様が、レンズの作用によって、歪んだ模様として撮影面に表れているが、撮影面に表れている反対面の歪んだ模様は、撮影面の模様を構成するものではない。なお、右側面図の場合、撮影面とは、正面図の左右中心に対して右側の湾曲面をいい、反対面とは、左右中心に対して左側の湾曲面をいうものとし、左側面図の場合、撮影面とは、正面図の左右中心に対して左側の湾曲面をいい、反対面とは、左右中心に対して右側の湾曲面をいうものとし、底面図の場合、撮影面とは、正面図の上下中心に対して下側の湾曲面をいい、反対面とは、上下中心に対して上側の湾曲面をいうものとし、平面図の場合、撮影面とは、正面図の上下中心に対して上側の湾曲面をいい、反対面とは、上下中心に対して下側の湾曲面をいうものとする。

【図面】

【正面図】



【背面図】



【左側面図】



【右側面図】



【平面図】



【底面図】



(56) 【参考文献】 意登1637437

(56) 【参考文献】 意登1671676

(56) 【参考文献】 意登1679038

(56) 【参考文献】 意登1690796

(56) 【参考文献】意登1753856

(56) 【参考文献】大韓民国意匠商標公報、(2021-1-21)、30-1092003、(特許庁意匠課公知資料番号RH02449234)

(56) 【参考文献】大韓民国意匠商標公報、(2024-6-26)、30-1265614、(特許庁意匠課公知資料番号RH06418234)